

訪問リハビリテーション開始時におけるフローチャート

① 訪問リハビリテーション開始に至る経緯 主にケース④、⑤、⑥の3ケースが想定される。

⑤ ご本人・ご家族様から訪問リハビリの利用の希望がある

注② 医師が訪問リハビリ必要と判断

主治医が訪問リハビリ必要無しと判断。訪問リハビリは導入せず

④ 医師が訪問リハビリを必要と判断

医師・訪問リハへ訪問リハビリについて相談

事業所が がかりつけ医の場合

他事業所が がかりつけ医の場合

⑥ ケアマネージャーから訪問リハビリの紹介・提案

注① ケアマネージャー若しくはご本人様・ご家族様から、がかりつけ医へ相談の
うえ、事業所が がかりつけ医以外の場合、**診療情報提供書の作成**を依頼
します。

***別添①診療情報提供が必須！**

診療情報提供書(別添①)を
梶原病院 訪問リハビリ事業所 医師へ提供

梶原病院 訪問リハビリ事業所の医師の診察(家族同伴が望ましい)もしくは**訪問診療*3か月毎**

訪問診療

来院が困難場合のみ当院医師が訪問リハについて
の内容や指示書等について説明を実施するため、日
時を決めます。

訪問リハビリテーション指示書にて指示***3か月毎**

訪問診療実施

居宅ケアマネージャーから訪問リハビリ事業所へ空き状況の確認

当該事業所で空きあり

当該事業所で空きなし

他事業所へ

ケアプランの具体的内容についての情報交換 利用者の大まかな全体像の情報交換。 具
体的な目的・目標、期間等、なぜ訪問リハビリを選択したのかの理由などについて情報交
換、情報共有、意見交換を行う。

サービス担当者会議の実施

ご利用者様宅または病院等にて訪問リハビリ開始に向けた担当者会議を開催

訪問リハビリ事業所により重要事項の説明、契約等

居宅サービス計画に沿った訪問リハビリ計画の立案

訪問リハビリ開始

***別添①については 医師会のホームページにてダウンロードが可能です。**

***継続の際は3か月後に、再度指示書をお願いします。**